

キャンプ・ハンセンでの米軍ヘリ墜落事故に対する意見書

去る8月5日午後4時頃、飲料水として利用されている大川ダム周辺の米軍キャンプ・ハンセン内で、嘉手納基地所属のHH60ヘリコプター1機が墜落炎上する事故が発生し、県民を震撼させている。同機は、これまでもエンジントラブルによる緊急着陸を引き起こしている。

復帰後の米軍機墜落事故は、今回を含めて45機にも上る。住宅地上空を我が物顔で飛び回る軍用機が、いつ墜落事故を起こすかもしれない恐怖、県民がいつその被害者になるかもしれない恐怖、基地の過重な負担を強いられる沖縄の実態が浮き彫りになった。

墜落事故が多発し、県民の生命、日常の安全と平穏を脅かすMV22オスプレイの県内配備に、沖縄県議会をはじめ全41市町村議会が断固反対する中で、去年10月1日の同機12機の強行配備に続き、新たに同機2機が、普天間飛行場に追加配備されたのは、事故のわずか2日前のことである。沖縄の民意を一顧だにしない日米両政府に対して、県民の憤りは爆発し、不安と恐怖は限界に達している。

2004年8月13日に発生した沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落炎上事故同様、米軍最優先の日米地位協定が大きな障害となり、警察や消防など日本の関係機関が立入り調査さえできない、しかも今回は、法的根拠もなく民間の飛行制限を行うなど治外法権ともいべき実態も明らかになっている。民主主義の国という名ばかりの米国政府と、対米追従の日本政府に対して、憤りをもって糾弾する。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、日常生活の安全と平穏を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

- 1 県民の生命・安全・平穏を脅かす飛行訓練を即座に米軍に中止を求めること。
- 2 墜落事故の原因究明及び被害状況の詳細を、速やかに公表すること。
- 3 放射性物質ストロンチウム90の調査・公表を速やかに行うこと。
- 4 事故現場への地元自治体や県、警察や消防など関係機関の速やかな立入り調査を米軍に求めること。
- 5 日米地位協定の抜本改定を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年8月13日

沖縄県西原町議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

沖縄及び北方対策大臣、外務省特命全権大使(沖縄担当)
沖縄防衛局長